

参考資料

1. 検討体制

保存活用計画の策定にあたっては、五島市の文化的景観の保護と活用を図ることを目的として設置された「五島市文化的保存計画策定委員会」の中で令和元年度に協議を重ね、また市関係部署とも連携を図り計画内容の検討を行ってきた。なお令和元年度の委員会等の構成は以下の通りである。

五島市文化的景観保存計画策定委員会(奈留島) 委員名簿

区分	委員氏名	所属等	専門分野
委員長	立平 進	元長崎国際大学教授	歴史・民俗学
委員	木方 十根	鹿児島大学教授	建築、都市計画
〃	柴田 久	福岡大学教授	景観工学
〃	山田 亨	明治大学准教授	人類学
〃	柿森 豊	奈留町内会連合会会長	地域代表
〃	吉田 茂樹	奈留まちづくり協議会会長	地域代表

指導・助言

氏名	所属等
永井 ふみ	文化庁文化財第二課文部科学技官
山口 華代	長崎県教育庁学芸文化課文化財班係長
村山 拓男	長崎県文化観光国際部世界遺産課係長
犬塚 拓郎	長崎県文化観光国際部世界遺産課主事

2. 計画策定に至る経過

平成 29 年度から実施してきた保存調査・計画策定の検討については、申出までに下記のとおりスケジュールで調査成果に基づく価値付け、申出範囲の調査研究や重要な構成要素の検討等を行ったほか、各委員とは随時協議しながら取組を進めた。

また、地域説明会を実施することで合意形成と周知啓発を行った。

■ 文化的景観保存活用計画策定委員会の概要

番号	期 日	名 称
1	平成 29 年～平成 30 年	奈留島地域の調査
2	平成 31 年 2 月 13 日	調査成果に基づく有識者・文化庁との協議
3	令和元年 7 月 6 日	保存活用計画策定委員会(第 1 回)
4	令和元年 9 月 8 日	住民説明会(調査成果説明)
5	令和元年 11 月 23 日	保存活用計画策定委員会(第 2 回)
6	令和 2 年 3 月	保存活用計画策定委員会(第 3 回) ※中止
7	令和 2 年 3 月	文化庁との協議
8	令和 2 年 8 月	住民説明会(追加選定申出に関して説明)
9	令和 2 年 9 月	文化庁との協議(オンライン)
10	令和 2 年 10 月	追加選定申出に関する会議(オンライン開催)
11	令和 2 年 11 月	住民説明会(同意取得に関して説明)
12	令和 2 年 11 月	文化庁との協議(オンライン)
13	令和 2 年 12 月	文化庁調査官現地視察
14	令和 3 年 1 月	文化庁との協議(オンライン)
15	令和 3 年 7 月	文化庁との協議(オンライン)
16	令和 3 年 8 月	文化庁との協議(オンライン)
17	令和 3 年 8 月	追加選定申出

3. 五島市景観計画に基づく行為規制等

重要文化的景観申出を行う前提として、景観法に基づく景観計画の策定が必要であり、五島市では、「五島市景観条例」を平成 21 年 12 月 25 日に制定、施行した。また平成 22 年 12 月 28 日、五島市全域を対象に「五島市景観計画」を策定し、運用を開始した。

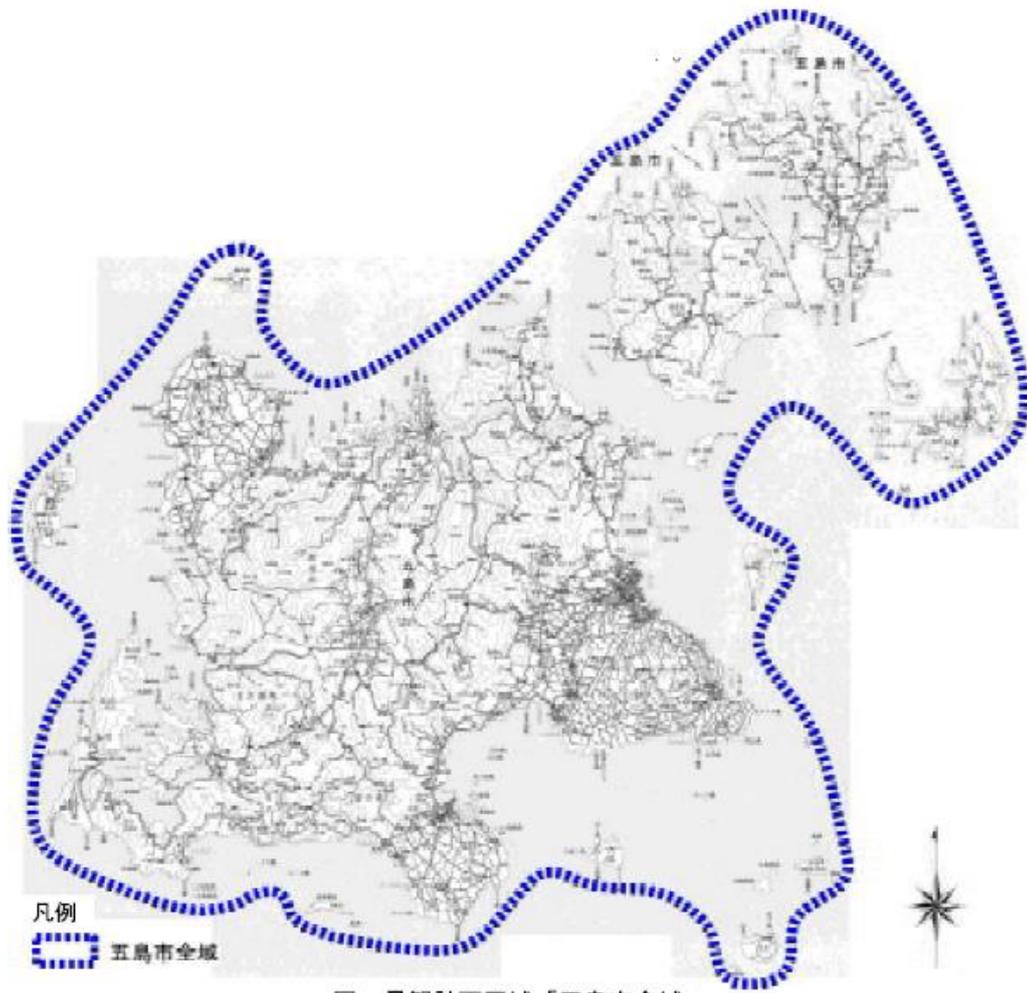
五島市景観計画では、市域全体を一般景観計画区域と文化的景観地区及び景観重要地区に分け、文化的景観地区を以下の 6 つの区域に、景観重要地区を以下の 5 つの区域に分け、文化的景観保存調査や景観調査及び地域住民との合意形成が整った地区から順次設定することとしている。

久賀島については、文化的景観保存調査の成果に基づき、平成 23 年 6 月 1 日には「久賀島景観まちづくり計画」を策定し、「久賀島文化的景観地区」を設定した。

奈留島の大串・江上地区について、平成 25 年 1 月 4 日に「江上地区景観まちづくり計画」を策定し、「江上天主堂周辺景観重要地区」を設定した。くわえて、令和 3 年 1 月 6 日には「大串・江上地区景観まちづくり計画」を策定し、「大串・江上地区文化的景観地区」を設定した。

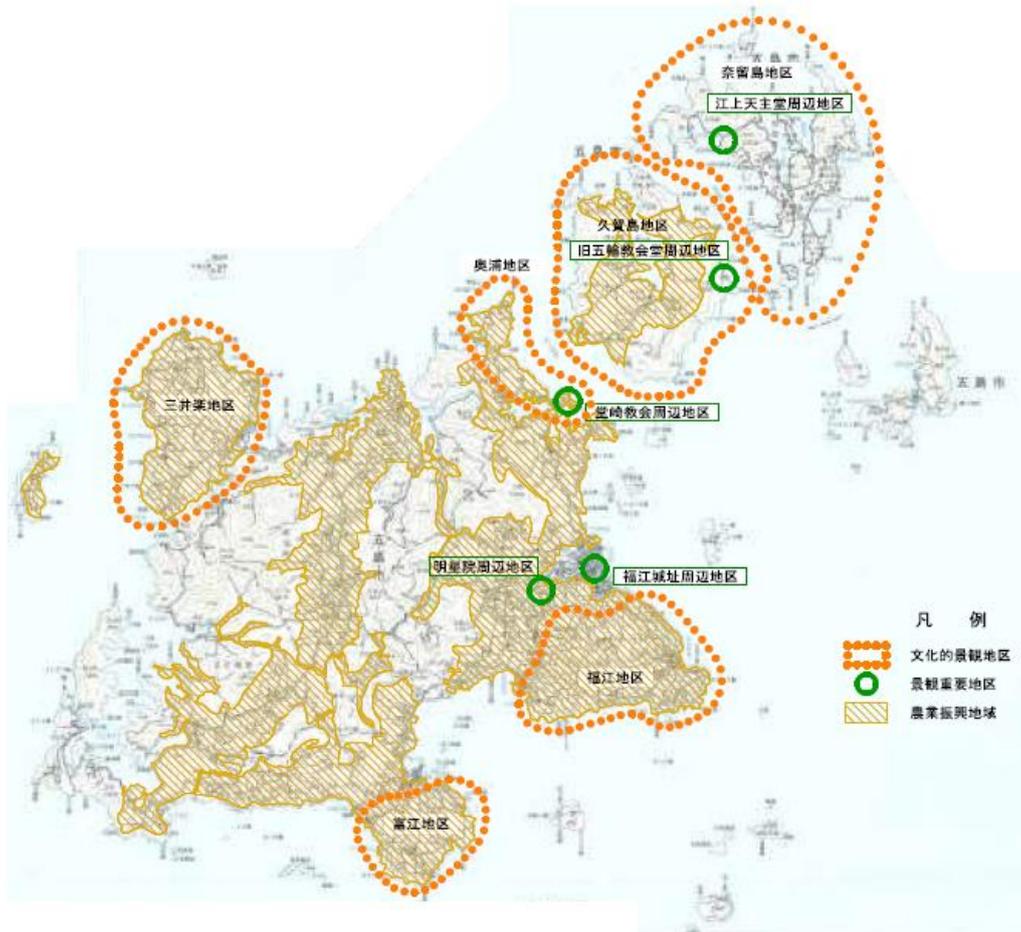
また、近年の大型洋上風力発電の整備状況を念頭に、海域における開発行為が、景観に与える影響が大きいため、一定のルールによるコントロールが必要であるとのことから、平成 29 年 4 月 4 日には久賀島周辺海域の保全を図る目的で、汀線から沖合 1km の範囲を「久賀島周辺海域景観計画区域」に指定する改訂を行い、施行した。令和 3 年 1 月 6 日には、奈留島北西部（大串・江上地区）の汀線から沖合 1km の範囲並びに両海域を結ぶ海域の公有水面を含む海域へ拡大し、「久賀島・奈留島北西部周辺海域景観計画区域」として海域を含めた景観の保全に努めることとしている。

(A) 五島市景観計画対象区域図



図：景観計画区域「五島市全域」

(B) 文化的景観地区、景観重要地区を示す図



(C) 景観計画対象範囲図



1. 久賀島・奈留島北西部周辺海域
久賀島・奈留島北西部（大串・江上地区）の汀線から沖合 1km の範囲並びに両海域を結ぶ海域の公有水面を含む海域。
2. 久賀島文化的景観地区
久賀島陸域全域（蕨小島を含む）としている。
※世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「久賀島の集落」の資産範囲と一致。
※地区内に、重要文化財（建造物）旧五輪教会が所在。
3. 江上天主堂周辺景観重要地区
海松鼻を始点とし早房山稜線（小字「小河原及び江神の全部、上方江神も一部」）を基準に、高万崎鼻を終点とする範囲。
※世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺）」の資産範囲と一致。
※地区内に、重要文化財（建造物）江上天主堂が所在。
4. 大串・江上地区文化的景観地区
大串・江上集落のうち江上天主堂周辺景観重要地区を除く区域。

(1) 一般区域における景観形成の方針

① 大型開発の立地誘導やデザインコントロール

- ・一定規模以上の大型開発（大規模建築物、処理場等の公共施設、工業用施設等）を行う場合には五島市と内容について協議を行うことが必要となります。
- ・大型開発に対するガイドライン（立地誘導、色彩、緑化等）を策定します。
- ・「文化的景観地区」や「景観重要地区」においては、より詳細なデザインガイドラインを策定し、周辺景観に配慮した開発を誘導していきます。

② 公共施設のデザインコントロール

- ・ガードレールの色彩について、市全域に統一的なルールをつくります。
- ・海岸道路では、海への眺望を確保するために電線電柱を山側に設置することとします。
- ・「文化的景観地区」では、公共事業に対する詳細な整備方針（道路線形、色彩、緑化等）を設定し、周辺景観への配慮を促します。また、整備主体と協議する景観協議会を設置し、五島市景観アドバイザーを交えた協議体制を確立します。

③ 屋外広告物の大きさや色彩、数量のコントロール

- ・幹線道路沿いにおける屋外広告物設置基準（大きさ、色彩、数量、設置位置、種類等）を策定し、道路景観や周辺景観に対する配慮を促します。
- ・「文化的景観地区」や「景観重要地区」では、より詳細なルールを策定し、質の高い景観を形成していくことを目指します。

④ 海岸景観

- ・海岸道路からの眺望を確保するため、戦略的な植栽管理を官民一体となって推進していきます。
- ・海岸漂着物等の清掃活動を支援していきます。

⑤ 景観上重要な建造物の選定

地域の景観を代表するような建築物（寺社、教会、学校、住宅等）を選定し、保全を促すような施策を行います。

⑥ 景観上重要な樹木の選定

景観上重要な建造物と一体的な景観を形成する樹木や地域シンボルとなる樹木等の景観上重要な樹木を選定し、保全を促すような施策を行います。

⑦ 市民による景観形成活動の推進

- ・海岸や道路の清掃活動、植樹活動、道路植栽管理等の景観形成活動を行う市民団体に対する表彰制度と助成制度を創設します。
- ・「文化的景観地区」や「景観重要地区」において景観上重要な農地や樹木、建造物の維持管理を行う市民活動を支援する仕組みをつくります。

(2) 文化的景観地区における景観形成の方針

文化的景観地区においては、「久賀島地区景観計画における景観形成の方針」及び「大串・江上地区景観計画における景観形成の方針」に基づき、以下のような行為の制限を定める。

- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為
- ② 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為

・ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物・工作物について

位 置	・ 集落においては、地形・樹木を大切にし既存の建築物との調和及び連続性に配置する。
高 さ	・ 建築物及び工作物の高さは10m以下とする。 ※久賀島の建築物及び工作物の99.9%は2階建て以下。
色 彩	・ 建築物及び工作物の壁面及び屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。本地域の建築物及び工作物の97.8%は彩度6以下の色を基調としている。 ・ 使用する色数はできる限り少なくする。
形 態 意 匠	・ 建築物及び工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 ・ 建築物及び工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。
緑 化	・ 既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。
石積み	・ 既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。

屋外広告物について

種 類	・ 自家用広告物のみとし、原則として宣伝用広告物の設置は認めない。
高 さ	・ 屋外広告物の最も高い部分の高さは地上から3m以下とする。
面 積	・ 屋外広告物1枚あたりの面積は0.5㎡以下とする。
枚 数	・ 自分の敷地外に設置する誘導用看板等の枚数は必要最小限とする。
素 材	・ 屋外広告物の素材は原則として木材とする。
色 彩	・ 屋外広告物の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 ・ 使用する色数はできる限り少なくする。

(3) 景観重要地区における景観形成の方針

景観重要地区においては、「江上地区景観計画における景観形成の方針」に基づき、以下のような行為の制限を定める。

- | |
|--|
| ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為 |
| ② 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為 |

・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

建築物について

位 置	<ul style="list-style-type: none">・ 歴史的な地形を尊重する。・ 集落においては、地形・樹木を大切にし既存の建築物との調和及び連続性に配置する。
高 さ	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物は2階を基本とし、高さは10m以下とする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。・ 使用する色数はできる限り少なくする。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。・ 建築物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。・ 金属版を使用する場合は、素材色を活かすか無彩色系を採用し、光沢による不快感を与えないように配慮する。・ 一戸が突出した印象を与えないよう周辺の家並みや自然景観と調和するような形態意匠・色彩とする。
緑 化	<ul style="list-style-type: none">・ 既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。
石積み	<ul style="list-style-type: none">・ 既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。

工作物について

位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置位置は、接道部からできる限り後退して設置することを基本とする。ただし、やむを得ない場合は、接道部分を重点的に緑化による遮蔽措置を行うこと。
高 さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の高さは10m以下とする。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の壁面および屋根の基調色は、マンセル表色系において、全ての色相について彩度6以下とし、周囲の景観と調和した色彩とする。ただし、自然素材そのものの色の場合はその限りではない。 ・ 使用する色数はできる限り少なくする。
形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 垣根、擁壁や塀などは、集落に点在する石積みと調和を図るため自然石積みや緑化を基本とし、やむをえない場合でも、既存石積みを越えないこととする。 ・ 工作物の素材は昔より使われてきた素材と同等のものをできる限り用いる。 ・ 工作物の屋根のデザインは、切妻、寄棟、入母屋等の軒のある勾配屋根を基本とし、できる限り陸屋根は用いない。 ・ 道路等の公衆の視点場から見て、圧迫感や違和感を緩和するような形態意匠とする。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に樹木がある場合は、できる限りその保全を図る。
石積み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。
自動 販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野立てでの自動販売機は設置しない。 ・ 色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。 ・ 複数並べて配置する場合は、色彩は同じものを採用することを基本とする。

開発行為・土石類の採取・その他土地地質の変更について

形 態 意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的な地形を尊重し、価値保全の目的以外で不用意に土地の区画の形質の変更等は行わない。 ・ 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。 ・ 法面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の自然環境及び集落景観を崩さないように配慮する。 ・ 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、周辺の自然環境及び集落景観との調和に配慮する。 ・ 水辺等の自然資源をできる限り保全し、生態系に配慮して活用するように努める。
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内にある良好な樹木は、できる限りその保全を図る。
石積み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に石積みがある場合は、できる限りその保全を図る。

屋外物品の堆積について

位 置	・ 堆積物は、主要な眺望点から見えないよう配置を工夫する。
形 態 意 匠	・ 景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし、農林漁業の目的のものはその限りではない。 ・ 道路に面する場所では、道路からできる限り離し、高さ低くし、植栽等で遮蔽を行う。

木材の伐採について

形 態 意 匠	・ 歴史的景観に資する木材はなるべく保全する。 ・ 歴史的価値保全の目的を除いて、木材の伐採はさける。やむを得ず伐採する場合は、事後の土地利用に応じ、周辺植生を調和するよう緑化することを基本とする。
------------	--

(4) 景観計画におけるその他の事項

五島市景観計画において、①公共事業のデザインコントロール、②景観上重要な農地の維持、③景観重要建造物の指定方針、④景観重要樹木の指定方針、⑤大型開発に関する行為の制限、⑥屋外広告物の行為の制限に関する事項、を定めている。

これらの方針は、景観行政団体である五島市が、今後も良好な景観を維持するために必要であると定めた最低限の配慮事項であり、景観重要公共施設に指定されていない公共施設についても、これに準じることが望まれる。

また、屋外広告物は、地域の景観に大きな変化をもたらす場合があるため、上記した②の基本方針のほかに、より細かい基準の策定を行うものとする。

4. 公共事業におけるガイドライン等の尊重

国土交通省においては、平成 15 年 7 月に公表した「美しい国づくり政策大綱」において、良好な景観形成に持続的に取り組むためのシステムを確立するという観点から「公共事業における景観アセスメント（景観評価）システム」が位置づけられている。

「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）」が、平成 19 年度から運用を開始されており、平成 21 年 4 月 1 日に最終改訂が行われており、改訂のポイントは以下のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 景観評価を景観検討の一環として位置づけ② 対象事業を全ての直轄事業に拡大③ 景観上の重要度によって事業の景観検討区分を 3 分類④ 「景観整備方針」によって景観検討の一貫性を担保⑤ 景観検討に関する事後評価の適正な実施 |
|---|

③の景観検討区分については、「重点検討事業」「一般検討事業」「検討対象外事業」の 3 つに区分されており、重要文化的景観は、重点検討事業のうち「優れた景観を有する地域で行う事業」の対象地区等に位置付けられている。

その他、長崎県では「世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン」を作成しているため、これらと連携し、一体となった検討を行う必要がある。

5. 再生可能エネルギー発電施設について

●福江島南東沖洋上風力発電事業

全国的に再生可能エネルギーの導入が促進されるなか、風況の良いエリアが多いこと、発電した電気を受け入れ可能な電気系統があることなどから、長崎県内では、近年、風力発電事業者からの相談が増加している。また、洋上風力の導入促進を図るための再エネ海域利用法（「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」）が施行されるなど、四方を海に囲まれた長崎県内においては、今後も風力発電計画が増加することが想定される。

そのような中、長崎県では、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産（その多くが重要文化的景観選定地と重複）の周辺地において、大型事業（特に洋上風力発電施設）が計画された場合においては、遺産影響評価（H I A）を実施することとしている。

これは、登録時のユネスコ世界遺産委員会の登録決議において、「遺産内における新規の開発事業についてH I Aを行うこと。」との追加勧告がなされ、また、「風力発電においては遺産外においてもH I Aを実施すること。」との文化庁からの指示を受けての取組である。

構成資産及び緩衝地帯においては、文化財保護法や景観法等によって規制されているため、開発行為を把握することができる仕組みとなっているが、緩衝地帯範囲外の行為については、把握が困難（規制についても法的根拠がない）となっている。しかしながら、範囲外の開発行為（主に大型風力発電施設（風車）の設置）においては、資産（重要文化的景観選定地）の主な眺望点から視認されることにより、視覚的影響が懸念される事例も出てきている。

五島市においては、福江島南東の沖合で「五島市沖洋上風力発電事業」が実証実験期間を経て、本格的な整備、稼働段階に入っている。

本事業は、再エネ海域利用法の手続きに基づき進められており、令和2年度中に国（環境省）から事業者の選定を受け、早ければ令和3年度中に設置、運転開始される予定となっている。完成すれば、福江島南東沖合に大型風力発電施設（風車の規模：高さ約100m）が10基設置されることになるが、計画段階から環境影響評価において、五島市の世界遺産、文化的景観担当課及び県などとも綿密な協議を行い、構成資産である「久賀島の集落（久賀島の文化的景観と重複）」「奈留島の江上集落（申出予定区域の一部）」からの視認性を分析した結果、市及び県としては、遺産（眺望地点）と事業予定地が遠距離にあり、遺産に与える景観的、視覚的影響は皆無と判断したところである。

●奈留瀬戸潮流発電事業

また、今回の追加選定申し出区域内である奈留瀬戸において潮流発電技術実用化推進事業が進められている。本事業は、国内初となる大型の発電機を使って潮流発電の実証を行うもので、環境省による「令和元年度大規模潜在エネルギー源を活用した低炭素技術実用化推進事業のうち潮流発電技術実用化推進事業」についての公募で選定された民

間事業者による事業である。

具体的な事業内容としては、奈留瀬戸の海底（水深約 40m）に海底設置型のプロペラ発電機（高さ 23m、重量 1,550t 程度）を設置し、潮流の運動エネルギーを利用し、発電機（水車）の回転によって電気に変換させる発電システムである。生成された電気は、奈留島南西部の鈴ノ浦地区に整備する電力消費施設に送電される。現段階では実証事業段階ではあるが、実証事業の成果を分析し、効率的な発電量が得られると判断されたのちに本格的な稼働に入る予定となっている。

本事業においても、計画段階から五島市の世界遺産、文化的景観担当課とも協議を行ってきた。発電施設が大型洋上風力発電施設と違い、発電施設が視認できない海底（水面下）にあることから、市及び県としては、久賀島、奈留島からの景観的、視覚的影響は皆無であると判断している。

鈴ノ浦地区に整備予定の電力消費施設においても、久賀島の主要な眺望ポイントである五輪集落（旧五輪教会堂）からわずかに視認できることから、建物外観の色彩を遠方からの視認性が薄まるグレー系の色彩に塗装することとしている。

また、海中内の事業であることから、漁業活動への影響も考慮し、地元の漁協など漁業関係者との協議も進められており、事業推進については、おおむね理解を得ている。

●その他

上記以外の事業でも、五島市近海（福江島南方沖）において大型洋上風力発電施設整備の相談があっているなど、今後も新たな大型洋上風力発電の事業が計画されることが大いに想定される。

文化的景観担当課としては、洋上風力などの再生可能エネルギー事業の必要性、公益性については十分に認識しつつも、設置場所については、再生エネルギー担当課、事業者とも計画段階から綿密な協議を行いつつ、世界遺産のH I Aの取組を活用しながら対応していきたいと考えている。

五島市景観計画（平成 30 年 12 月改訂）においても、再生可能エネルギー発電施設が景観的、視覚的な影響を及ぼすことを懸念して、建設に際して制限をかけている。

特に近年、各地で整備計画されている洋上風力について、五島市景観条例で定める「文化的景観地区」、「景観重要地区」及び久賀島周辺海域については、特に良好な景観の保全を図る必要がある区域として、事業を行わないよう協力を求める抑制区域としている。

太陽光発電施設においても、耕作放棄地の解消策の一環として農地に太陽光パネルを整備する事例が増加している。風力発電施設と比較して、視覚的、景観的な影響の度合いは少ないと思われるが、一旦整備してしまうと、長期間にわたり農地へと復活することが不可能な状態になってしまうことから、農地での整備は慎重に検討すべきである。

農地の転用には厳しい制限がかけられているため、現状が耕作放棄地であるとはいえ、農業振興区域内に容易に整備されることはないが、中山間地域（山林地を含む段々畑など）への整備も多く事例化が生まれつつあり、設置による視覚的、景観的な影響も懸念されている。農業振興区域以外での整備にあっても、今後、その設置場所を慎重に検討していかなければならない。

6. 付録

第4章で述べた現状変更等の取扱いについて、関係法令の条文を下記に記す。

文化財保護法

(昭和25年法律第214号、最終改正令和2年法律第41号)

第139条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則

(平成17年文部科学省令第10号、最終改正平成31年4月1日文部科学省令第18号)

第7条 法第139条第1項ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

三 重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について

(平成17年3月28日16庁財第413号、文化庁次長通知)

第1 改正法において文化的景観を新たに文化財として位置付けるとともに、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、保護措置を講ずることとしたことに伴い、以下の省令及び告示を制定したこと。

1 重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則関係

<ア～ウ 省略>

エ 重要文化的景観の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の届出書の記載事項及び添付書類等を定めたこと（省令第5条関係）

(注)「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」(以下「現状変更等」という。)とは、重要文化的景観の文化財としての価値を著しく変化させる程度の行為を指す。例えば、以下の行為は、重要文化的景観において通常行われる行為であることから、文化的景観の現状変更等に当たらず届出を必要としない。なお、省令第4条に掲げる行為(★)についても届出を必要としない。

- 通常の農林水産業の生産活動に係る行為(栽培作物の変更、耕作の放棄・休耕、森林の施業、森林の管理、生簣の移動等)
- 農林漁業を営むために通常必要となる行為(農林漁業を営むために行う土地の形質変更、物置・作業小屋の設置、森林の保全に支障がないものとして法令に基づき行われる行為等)
- 農林水産業の生産活動の維持・増進を図るために必要な行為(地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体以外が行う農業構造・林業構造・漁業構造の改善に関する事業、森林の整備保全に係る事業、漁港漁場整備事業、海岸保全施設及び地すべり防止施設に関する工事の施行に係る行為等)
- 公共施設の管理行為全般(公共施設の管理者以外の者が管理者の許可を受けて物件(電柱、地下埋設管等)を設置する行為や当該物件の維持、修繕のために行う工事を含む)
- 地方公共団体が歴史的風土保存計画に基づいて行う歴史的風土の維持保存及び施設の整備に必要な事業
- 「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」に基づく「明日香村歴史的風土保存計画」、「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針」及び「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画」に基づく事業
- 地方公共団体が緑地保全計画に基づいて行う緑地保全地域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
- 地方公共団体が緑の基本計画に基づいて行う特別緑地保存地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
- 地方公共団体が管理協定に基づいて行う管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備
- 地方公共団体が市民緑地契約に基づいて行う市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備

(★) 省令第4条に掲げる行為

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則

(平成17年文部科学省令第10号、最終改正平成31年3月29日文部科学省令第7号)

第四条 法第136条ただし書に規定する文部科学省令で定める場合は、重要文化的景観の滅失又はき損が次に掲げる行為による場合とする。

- 一 都市計画事業の施行として行う行為、国、都道府県、市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為、国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通若しくは航空

機の航行の安全のため必要な施設，気象，海象，地象，洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設，自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為，土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造，林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為，重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為

二 道路，鉄道若しくは軌道，国若しくは地方公共団体が行う通信業務，認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業をいう。），基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。），水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為（自動車専用道路以外の道路，駅，操車場，車庫及び発電の用に供する電気工作物の新設に係るものを除く。）

三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部改正する省令の施行について （平成 20 年 7 月 31 日 20 庁財第 148 号，文化庁文化財部長通知）

2. 留意事項

< (1) ～ (2) 省略 >

(3) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の規定に基づく届出について

ア 重要文化的景観の滅失又はき損に係る届出（法第 136 条関係）及び現状変更等の届出（法第 139 条関係）は，文化的景観における重要な構成要素を対象とすること。

イ 届出の対象とする重要な構成要素及び滅失又はき損の様態や現状変更の行為等の具体的内容について，文化的景観保存計画に明記すること（注 2）。

（注 2）重要文化的景観の滅失又はき損が省令第 4 条各号に定める行為による場合には届出を要しない。なお，次長通知においても，滅失又はき損及び現状変更等の届出を要しないとした行為について例示している。



【長崎県五島市文化的景観保存活用計画】

— 五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観 —

発 行 長崎県五島市

令和3年8月

執筆編集 五島市総務企画部政策企画課